

いろいろ話し合ひをして市民の要望にもこたえたいというふう
に考へてあります。

なお先ほどの市立保育園の増設が望ましいというよう
な要望でございましたが、これにつきましてまたしかに
私立保育園につきましましては外観的には古い建物がございます
すが保育内容につきましては、市長が措置決定いたし
ますので格差があつてはまついわけでございます。東
京都といたしましては三年計画で保育の給予格差是正
ということ、都の職員と同じになるようにということ、計
画が四十八年度で終わるわけでございますが、そういうふ
うに変わつてきているというふうな事。なお福生市におき
ましては四十六年度の後半から民間施設に對しまして
補助金等も支出いたしてございまして、なおまた四十七年
度におきましては一施設につきまして月額五万円、六十
万円合せて百八十万円の議会の議決を得まして支出するこ
とになつてあります。施設関係者も非常に喜んであり



まして直接施設の内容の充実に現在つかつていふようなわけ
でございまして。なおわれわれといたしましては力を注いで
同じ市民の子供が市長の権限によつて措置されるので格
差があるということとは非常にまづいわけでございますのでそ
の点注意してやつていきたいと思つてあります。

○十番 (松山清君) ニつほど質問させていたたきます。

又画整理のほうですが、大体希望としては五月中に
は決定したいというふうなことですね。私はやはり決し
てそういう区域決定を急ぐことなく十分話を意詰めてい
ういう要望をもつてゐる人たちの当然の要望であれば組み
入れていつて、そういうことにいくう時間をかけてやつてもこ
れは決して無駄ではないと思つております。そういう点
で今後とも住民の要望というものをくみつくすというふうな
形でいろいろ話し合ひをもつていつてもういたい。そういう
ことを十分やらずに区域決定をやればまたこういう問題
が起きることは当然わかつていふわけですし、今後この問

題については引き続き住民等の間で話し合ひをもちいてもらいたいということとを要望いたします。

それからビルの問題は結局こちらから仮換地後ということば聞き入れてもらうえなかつたわけですか。

○都市計画課長(浅見裕康君)

聞き入れてもらうえなかつたとき

のつけられるとお答えにくいでございますがそういう感じが、ではなくていわゆる現在私権のあふぶ土地をお持ちの方、どういう形にしろその土地を利用されるということについて、民法やその上り憲法の中においても当然のこととして自由は保障されているわけです。こういった観点にたつて私のほうで最もやりいい方法、いわゆる私権というものを考えずにすべてが公法的な観点に立つて土地利用を考えていた点については、やはり仮換地指定後のほうがよいでしょうという話をしたわけです。ただ先ほど申しあげましたような客観情勢もございますので、それではこの方法だというような形で私どもが区

画整理をやるということは前からわかつているわけです。

やりこと

を踏まえて一応こういう形で建設してくれないかと、

土地利用

をこういう形にしてくれないかというふうなことにあさまたたということですが

仮換地指定までまってくれないかといったがそれが拒否されたという

ような、ニュアンスの問題ですけれども、そういうことではございませ

せん。当然あらゆる意味で行政にたずさわる者もやはり一市民

でございますし権利関係あるいは判断というものはあらずから帰着

するところは同じではないかと考えます。それが特別にそういった

現在の土地の所有者が市の行政なりいわゆる公法的な立場を無視

してやったというわけではございません。この辺を十分誤解のない

○十米田

(松山清君)

最後に保母の問題なんですけれども、募集には

いろいろと苦労しているようですが、私考えのみに年齢等の制限

があるということが一ツ大きな問題ではないかと思うわけです。年齢

低い年齢を資格として募集してはと思ふんですが、年齢

制限をもっと上げるとかそういう点から今後配慮していただく

たいと思ふんですが、そういう点はどうでしょうか。

。福祉事務所長（森田猛君） 採用年齢の制限の問題でございますが、

最近になりました。保母の学校、これは短大でございますが、

なりでござります。また東京都においても養成学校等がある

わけでございます。八年齢を引き上げた時点には保母の数が少ない

わけでございます。それをあまり引き上げますと民間のほう

をひく抜くということにもなりますので、非常にむずかしい問題

でございます。たしかに考へ方によつては資格をもつていて年

齢が高く自分でも結婚し子供を育てたいという方が欲しいわけ

なんです。現実にはそれをやりますと民間施設のほうをひ

く、抜くということになってあまりかんばしくないもので一応新規卒

業者というようなことでございまして、募集に必ずしもはや

はり学校出たての者が多いということでございます。

。十番（松山清君） 今後そういう点で年齢等も十分考慮されるよ

う要望して質問を終わらせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で一般質問を終わります。

議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後二時四十分 休憩

午後三時四十五分 開議

議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あばかりいたします。お手もとにご配付のとおり休憩中議

員より意見書の提出がありましたので、この際日程に追加し

審議いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よつて議員提出に

よる意見書は追加日程として審議することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第五報告第一号、専決処分承

認を求めることについて西多摩農業共済事務組合規約の

一部を改正する規約を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

(経済課長 森田進君 登壇)

。経済課長(森田進君)　ご指名をいただきましたので、報告

第一号についてご報告いたします。

本件につきましては去る二月十四日、第二回臨時市議会におきまして議決をいただきました西多摩庁農業共済事務組合規約につきまして、議決された直後、組合設立準備委員会より規約の一部を改正された旨、連絡があった次第であります。しかしながら一部事務組合が発足が新年度でもあり、議会を開くいとまがないと認め、地方自治法第七十九条第一項の規定にしたがいまして、専決処分を行なった次第であります。内容といたしましては、組合の会計を地方公営企業法の一部、すなわち財務規定の適用を受けようとするものであります。

以上非常に簡単でございますが、専決処分のご報告にかえさせていただきます。慎重にご審議をい

議長(末次性男君)　ただきましてご承認いただきますようお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君)　おはかりいたします。報告第一号の

専決処分については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君)　ご異議なしと認めます。よって報告

第一号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議長(末次性男君)　日程第六議案第十五号福生市職員定

数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画調査室長大野忠一君 登壇)

。企画調査室長(大野忠一君)　議案第十五号福生市職員定

数条例の一部を改正する条例につきまして説明申し

議十五
議十六
議十七
議十八
議十九
議二十
議二十一
議二十二
議二十三

上げます。

市役所の事務量、事業量とも年々非常に増加してあります。人口の増加それから、非常に事務関係が複雑になってまいりましたので、年々定数条例を改正させていたたいてあります。特に本年は、福祉事務所関係の保育所、それから教育委員会関係では体育館、このほか下水道関係の職員の増加を要しまして、また一部組織も改めようともありますので、本条例の改正を提案申し上げた次第でございます。

改正の内容につまして、第一条の監査委員会を加え、関係につましては、行政委員会の中の監査委員、会事務局関係が落ちておりますので定義の中に入れさせていたたいというものでございます。それから第二条でございますが、これは職員の定数を規定してあります。市長部局の関係の職員、二百三十名が定数でございますが、これを二百六十五名といたしたい

次第でございます。それから議会議事務局の関係、七名を九名に増加いたしたい。教育委員会関係、六

十五名を十八名増加いたしました。合計で現在、三百四十名でございましてこれを五十五名増員していただきまして三百九十五名といたしたい次第でございます。なにとぞ慎重に審議賜りまして原案どおりご決定くださるようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより質疑を行ないます。

一番（貫井喜代次君） 一つ、二つこの改正について質問申し上げます。

先ほどの説明の中にありましたように、行政事務の増加ということ、これは確かにそうだと思います。その定数条例の改正による定数増は、さっきも説明があり

ましたが、人口増、もううんそういったものも含んでありますとともに、事務の多様化という面もありました。けれども、あとかう出てくる組織条例、これにも定数増の原因が多分にあるかと思われれますが、五十五人の定数増として合計されて三百九十五人とされたということについて次の一つ、二つお尋ねいたします。

この五十五人の増としたことに対する考え方、研究をどのように考えてあるいは研究してきたのかと言うことは、たとえば福生市と同じような人口段階別職員規模の他の自治体の人口とか財政、あるいは基準財政需要額等比較検討もされてあるのかどうか、そうしたことでこの五十五人というものを増にして三百九十五人にしたのかどうか、またいま一つは、行政事務の能率化のために現在というのと機械化されている面もあるけれども、そうした機械化によって減員可能な面もまたそのほかにあるかと思ひますが、今後どのような機械化を

考えていまいか。

この二点についてお聞きしたいと思います。

企画調査室長(大野忠一君) 自席から一番議員さんの質問に答へ申し上げます。

職員の定数につきましては、これという基準がございません。現在もそうでございまして、いままでも調べておられますが、おおむね人口が十万以上位のところの市は比率といたしまして職員の数は、比率としましては少ないようでございます。現在の都下の市で職員一人当りの人口、これを調べますと三鷹が一番多い、いわゆる職員の数が比率として少ないということになりますが、これが三百十九名でございまして、それから市で一番多い、人口一人当り

については少ないのが現在多摩市でございまして、多摩市が百七十三名、それからそれよりもっと少ないのが武蔵村山の百六十四名というのがあります。それから多摩市の百七十三名、それから町村では松原のように百九人、それから東京都

下で一番少ないのが青カ島の職員一人当りの人口が二十人、というような所もあります。これは別といたしまして、この付近でいきますと青梅が二百名、それから立川が二百三名、昭島が二百三十二名という数字になっております。福生市はこれと比較でいきますと、二百十二名という数字になっております。市の平均が二百四十四人でございまして、それと言うのはほとんどが大きな市が、二十六市の中で非常に多いということ、平均の一人当りの人口が多いというような数字になっております。そういうことで各市の定数も非常に年々多くなっていると、それから東京都の二十六市でございしますが、これを調査してみますと市の平均でございしますが、昭和四十二年には職員一人当り二百九十八名であつたと、二百九十八名であつたりが昨年の四十七年には二百四十四名。どこの市も非常に職員が増加しております。そういうことで、これはもうろんというな施設等のある所、ない所もござい

すが、当市といたしましては福祉会館、保育園、体育館等の施設も大体、他市並みでございします。他市並みというのはかなりの大きな市にある施設が全部あるわけでございしますが、そういうことで今回の三百九十五人というのは当市の適正な定数であると考えまして一応ご提案申し上げた次第でございします。

それから機械化の関係でございしますが、これはできるだけ機械化をしたいという考え方で現在進んでおります。そういうために先般の一月議会でも市民課のカードの住民登録関係それから選挙人名簿等の整理に用する機械を買っていただくことになっております。そういうことで逐次出来ただけ機械化をいたしたいという考え方でございしますが、どうしても人間の数が、職員の数が必要であるというようなことが非常に多くなると思われますので今後ともそういうようなことでご理解いただきたいと思います。

○一番(貫井喜代次君)

ただいま説明ございましたけれども、これに對して質問と言ふか意見的なことでございますけれども、こうした職員の定数増、これはもちろんやむを得ない面があるかうございようになつたわけでございますすけれども、新年度の一般会計における人件費の内容等を見ますと、職員一人当りの人件費が約二百万円になつてゐると大体約二百万円になつてゐるわけでございますけれども、これが予算に對する構成比でも建設費に次ぐ二〇、六%となつてゐるわけであります。前年度予算に對する人件費の増率も予算総額の増率一七、四%に對して三六、五%となつてゐる。これは予算資料を見ればさうしたこまかい点が出てあります。したがつて行政事務の能率化あるいはこの機械化、またほ職員の適正配置、こういうようなことによつてある程度の減員が出来る面があるんじゃないか。もしそういうようなことで先ほど申し上げたように一人いれば二百万円



○十七番(関米吉君)

二、三点お尋ねします。

まず現行条例における合計三百四十人。充足は否か。足りてゐるか。足りないか。それでは一つ五十五人増加するわけですけれども、これは三百九十五人というのは四月一日から確實に人間が確保できるのかどうか。それから定数外の職員というのはいるか。いか。そう三つをまずお尋ねいたします。

○企画調査室長(大野忠一君)

お答えいたします。

この総数三百九十五名の中で、現在四月一日現在で予



定してある数は、三百七十五名を予定しております。したがって、二十五名増員があるわけですが、これは市長部局それから他全部合わせての人数でございます。各行政委員会の事務局関係につきましては、もしもそれだけ一名ないしは二名は人員をふやしてあるわけですね。そういうことで、いまだちに四月一日から増員するということは考えておりません。できるだけ少ない人数でやっていきたいという考え方でございます。それから現在の三百四十名に對しましては、三百十名ないし十五名の間で四十七年度は経過しております。それから臨時的なものもございますが、二名だけは本當の臨時というのがございます。それからあとは、時期的に特に忙しい場合には、登録いたしておりますパートの人を一カ月ないし十五日というような期限で雇用しております。

○十七番(関米吉君)

私の言った定数外職員というのはそういう



形でなしに、条例にあるように休職中の者がいるのかいなというかということ、それからいま一つ、第二条関係の各項について、現在でさえもこの定数条例に満たないところがあるわけですね。にもかかわらずまたふやすという理由はなんですか。現在決められている、たとえば極端な話ですね、第二条の第二号のたとえば議会の事務局職員は現在七名ですが、これを今度九名にしますね。現在議会事務局は何名いらん下すか。

企画調査室長(大野忠一君) 議会事務局職員は現在定数が七名で現員は六名でございます。それからお尋ねの休職者は、現在長期休職者はござりません。

議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○十三番(石川敏彦君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川敏系治君か

ら本案は総務委員会に付託し審査せしめられた旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第十五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 議事の都合上、日程第七から、日程第十まで一括して上程いたします。

日程第七議案第十六号議会の議員の報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例

日程第八議案第十七号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

日程第九議案第十八号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市議会

日程第十議案第十九号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する

条例の一部を改正する

条例

日程第十一議案第二十号福生市消防団条例の一部を改正する条例

以上五件を一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画調査室長大野忠一君 登壇）

企画調査室長大野忠一君 議案第十六号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

このことにつきましては、本年一月の二十三日に特別職の報酬につきまして報酬等審議会に諮問いたしました。二月十三日に答申されまして、答申どおりミニに改正をいたしたくご提案申し上げた次第でございます。

